五　高等学校卒業程度認定試験規則に規定する高等学校卒業程度認定試験(以下この号において「認定試験」という。)に合格した者（同令第８条第１項ただし書の規定の適用を受ける者であって、試験年度の４月１日における年齢が17歳以上のものを含む。)であって、試験年度の４月１日において、認定試験に合格した日（同項ただし書の規定の適用を受ける者にあっては、18歳に達した日の翌日。以下この号において「合格日」という。)の翌日から起算して５年を経過していないもの（採用試験が同一年度に２回行われる場合における初回の採用試験にあっては、認定試験に合格した者（同項ただし書の規定の適用を受ける者であって、試験年度の10月１日における年齢が18歳以上のものを含む。)であって、試験年度の４月１日において、合格日の翌日から起算して６年を経過していないもの）

六　独立行政法人海技教育機構の海技士教育科海技課程の本科の卒業者であって、試験年度の４月１日において、当該本科を卒業した日の翌日から起算して５年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該本科を卒業する見込みの者（採用試験が同一年度に２回行われる場合における初回の採用試験にあっては、当該本科の卒業者であって、試験年度の４月１日において、当該本科を卒業した日の翌日から起算して６年を経過していないもの）

七　外国において学校教育における12年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して５年を経過していないもの及び外国において試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者（採用試験が同一年度に２回行われる場合における初回の採用試験にあっては、当該課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して６年を経過していないもの及び試験年度の９月までに当該課程を修了する見込みの者）

八　昭和23年文部省告示第47号第20号から第22号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の４月１日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して５年を経過していないもののうち、試験年度の４月１日における年齢が17歳以上のもの（採用試験が同一年度に２回行われる場合における初回の採用試験にあっては、当該資格を有する者であって、試験年度の４月１日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して６年を経過していないもののうち、試験年度の10月１日における年齢が18歳以上のもの）

九　昭和23年文部省告示第47号第23号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して５年を経過していないもの又は試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者のうち、試験年度の４月１日における年齢が17歳以上のもの（採用試験が同一年度に２回行われる場合における初回の採用試験にあっては、当該課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して６年を経過していないもの又は試験年度の９月までに当該課程を修了する見込みの者のうち、試験年度の10月１日における年齢が18歳以上のもの）

十　昭和56年文部省告示第153号第１号に規定する検定に合格した者であって、試験年度の４月１日において、当該検定に合格した日から起算して５年を経過していないもの、同告示第２号から第４号までに規定する課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して５年を経過していないもの又は試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者のうち、試験年度の４月１日における年齢が17歳以上のもの（採用試験が同一年度に２回行われる場合における初回の採用試験にあっては、当該検定に合格した者であって、試験年度の４月１日において、当該検定に合格した日から起算して６年を経過していないもの、当該課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して６年を経過していないもの又は試験年度の９月までに当該課程を修了する見込みの者のうち、試験年度の10月１日における年齢が18歳以上のもの）

31　規則別表第３気象大学校学生採用試験の項ロに規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、第28項に掲げる者とする。この場合において、同項各号中「３年を」とあるのは、「２年を」とする。

32　昭和60年人事院公示第６号は、廃止する。

33　この決定は、平成24年２月１日から効力を発生する。

人事院公示第 19 号

人事院総裁は、人事院規則８―18（採用試験）第12条第３項の規定に基づき、昭和60年人事院公示第３号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 23 年４月 14 日　　人事院総裁　江利川　毅

1　前書き中「第10条第３項」を「第12条第３項」に改める。

第２項第２号中「第10条第２項」を「第12条第２項」に改め、「第３条第１項第１号」の次に「及び第２号」を加え、「第10条第１項第５号」を「第12条第１項第６号」に改める。

2　この決定による改正は、平成24年２月１日から効力を発生する。

人事院公示第 20 号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成21年人事院公示第８号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 23 年４月 14 日　　人事院総裁　江利川　毅

1　第２項第１号⑴中「第３条第１項第２号から第12号までに掲げる採用試験の対象となる官職」を「第３条第２項第２号及び第３号に定める官職（同号ルからカまでに定める官職を除く。)」に改める。

第２項第３号⑴中「第12条第１項」を「第14条第１項」に改め、同号⑵中「第13条」を「第15条」に改める。

2　この決定による改正は、平成24年２月１日から効力を発生する。

人事院事務総局公示第１号

人事院事務総長は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任)第４項の規定に基づき、昭和60年人事院事務総局公示第１号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 23 年４月 14 日　　人事院事務総長　吉田　耕三

1　第２項第１号⑴中「第３条第１項第３号に掲げる採用試験（同規則別表第１に定める当該採用試験の区分試験のうち「農業」、「農業土木」及び「林業」を除く。)及び同項第11号」を「別表第１国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項第１号、同表国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）及び国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級))の項第１号及び第２号並びに同表刑務官採用試験の項第１号から第４号まで」に改め、「採用試験の対象となる」を削る。

第２項第２号⑴中「及び人事院規則８―18第３条第１項第２号に掲げる採用試験（同規則別表第１に定める当該採用試験の区分試験のうち「行政」に限る。)の対象となる官職」を削り、同号⑵中「⑴に規定する」を「人事院規則８―18第３条第１項第３号に掲げる採用試験のうち行政の区分試験（同規則第４条第３項に規定する区分試験をいう。以下この⑵において同じ。)、同規則第３条第１項第４号及び第５号に掲げる採用試験のうち事務の区分試験及び技術の区分試験並びに同項第15号及び第17号に掲げる」に改める。

第２項第３号⑴中「第10条第１項第２号」を「第12条第１項第３号」に、「第３号まで及び第11号」を「第５号まで、第15号及び第17号」に改め、同号⑵中「第10条第１項第３号」を「第12条第１項第４号」に改め、同号⑶中「第10条第１項第４号」を「第12条第１項第５号」に、「第１号」を「第２号⑵」に改め、同号⑷中「第10条第１項第５号」を「第12条第１項第６号」に、「第１号」を「第２号⑵」に改め、同号⑸中「第10条第１項第６号」を「第12条第１項第７号」に、「第１号」を「第２号⑵」に改め、同号⑹中「第10条第４項」を「第12条第４項」に、「第１号」を「第２号⑵」に改め、同号⑺中「第21条第２項」を「第23条第２項」に、「第１号」を「第２号⑵」に改める。

2　この決定による改正は、平成24年２月１日から効力を発生する。